

# 海外旅行渡航手続きに関するご案内（2022年9月21日）

## ご旅行先（ニュージーランド）

### ■ ツアー参加条件

- (1) 出発日の前日から数えて14日以内のコロナウイルス感染症罹患またはその恐れについて ……2 ページ目
- (2) 出発日当日の参加条件確認について ……2 ページ目
- (3) 旅行参加前後を含む、感染防止対策のお願い ……2 ページ目
- (4) ツアー参加条件を満たせなかった場合について ……2 ページ目

### ■ 海外旅行保険加入の推奨 ……3 ページ目

### ■ スマートフォンの携行、アプリのご案内 ……3 ページ目

### ■ ご帰国時の検疫手続きについて（必須） ……4 ページ目

### ■ ファストトラックのご案内

- (1) 質問票の提出 ……4 ページ目
- (2) 誓約書の提出 ……4 ページ目
- (3) ワクチン接種証明書の提示 ……4 ページ目
- (4) 検査証明書の提出 ……5 ページ目
- (5) 必要なアプリの登録確認 ……5 ページ目

### ■ ご帰国時の検査と自宅待機期間のご案内 ……5 ページ目

### ■ ニュージーランド入国のご案内

- (1) NZeTA（ニュージーランド電子渡航認証）取得 ……6 ページ目
- (2) ニュージーランド渡航者申告システムの申告とトラベラー・パスの携行 ……6 ページ目
- (3) 入国後2回の迅速抗原検査 ……6 ページ目

### ■ ニュージーランドで陽性になった場合について ……7 ページ目

※ 帰国時および各国の出入国条件は日々変更しておりますので、最新情報をご自身でご確認ください。

# お客様各位

## お客様参加条件と日本出入国手続きのご案内

この度は、阪急交通社の海外旅行にお申し込みを賜り誠にありがとうございます。  
出発日のツアー受付の際に、お客様のご旅行参加に必要な証明書等の確認をさせていただきます。  
皆様にはお手数をおかけしますが、ツアー参加条件をご確認いただき、当日お忘れなくご持参いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。検疫、防疫当局の指示により、参加条件や証明書等が追加、変更される場合は別途ご案内申し上げます。

### ■ ツアー参加条件

次に申し上げる内容を確認させていただきます。

- ① 出発日の前日から数えて14日前にあたる日から出発当日までの間に新型コロナウイルス感染症罹患またはその恐れが無いこと。
- ② 6ページ以降の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』に記載している条件を満たしていること
- ③ ご旅行中に必要なアプリの使用が可能なスマートフォンを携行され、アプリのダウンロードならびに操作がご自身で可能であること（機微な個人情報を含むため、添乗員、ガイド等はアプリのダウンロードや操作のお手伝いを行うことはできません）

### (1) 出発日の前日から数えて14日前以内の新型コロナウイルス感染症罹患またはその恐れについて

- 出発日の前日から数えて14日前以内に、次の①～⑥の症状があった場合は、ツアーにご参加いただけません。
    - ① 発熱（37.5度以上）、② せき、③ のどの痛み、④ 息苦しさ（呼吸困難・胸の痛み）、⑤ 倦怠感、⑥ 味覚・嗅覚の異常
  - 濃厚接触、海外からの帰国等による行動制限は、出発日当日において制限を受けていなければ旅行に参加いただけます。
- ◎ **出発日の前日から数えて14日前以内に該当する事態が発生した場合は、当社までご連絡ください。**

### (2) 出発日当日の健康状態ならびに参加条件の確認について

次に申し上げる①、②の内容を受付時に確認させていただきます。  
確認できない場合は、ツアーにご参加いただけませんので、必ずご持参くださいますようお願いいたします。

- ① 受付時に検温にご協力いただくとともに、健康状態をお伺いさせていただきます。
  - 体温が37.5度以上である場合および、前項①～⑥の症状のお申し出があった場合はツアーにご参加いただけません。
  - 体温が37.5度未満であっても、他のお客様が不安に感じるような咳き込み等、感染症罹患を疑わせる明らかな他覚症状がある場合は、弊社の判断で旅行参加をお断り申し上げます。
- ② 旅行先の国・地域等が求める証明書、登録書等  
訪問する国・地域の検疫ならびに防疫当局が求める入国・入境条件、航空会社等が求める搭乗条件を満たしていない場合、旅行にご参加いただけません。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。当局の指示により、必要な条件が変更、追加された場合は、別途ご案内申し上げますので最新の案内に従ってご準備ください。なお、お客様にご準備頂いた証明書、登録書等はご旅行先の国・地域の入国・入境許可や航空会社等の搭乗許可を保証するものではありません。

### (3) ツアー参加前後を含む、感染防止対策に協力いただきます

ご旅行出発の14日前からは密な環境を避けるなど、感染症防止対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。  
ご旅行中に添乗員、ガイド、利用機関係員等から感染防止に伴う指示があった際はその指示に従っていただきます。  
全般的な感染予防対策とお客様へのお願い事項につきましては下記の当社ウェブサイトをご参照ください。



- 新型コロナウイルス感染防止対策とお客様へのお願い  
[https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai\\_info/](https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai_info/)

◎ **ご出発までに自治体等の接種案内に従った規程回数予防接種を完了されることをお勧めします。**

### (4) ツアー参加条件を満たせなかった場合について

参加条件を満たせなかったお客様および同居されている同行のお客様はツアーにご参加いただけません。  
お客様に起因する事由による取消となり、取消料の対象となります。  
なお、次の①、②をご提示いただいた場合は取消料を収受しません。

- ① 出発日の前日から数えて14日前にあたる日から出発当日までの間に、新型コロナウイルスに罹患または陽性判定を受けられた場合で、診断書、陽性を示す証明書等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。
  - ② 濃厚接触者や、海外からの帰国等により自宅等での待機が出発日に及ぶ場合で、その内容を示す保健、衛生当局からの通知、メール内容、アプリ通知画面等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。
- いずれの場合も集合場所までの交通費や前泊等の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

### ■ ご出発直前のPCR／抗原定量検査による陰性確認を強くお勧めします

新型コロナウイルス感染症の特性により無症状であっても感染していることがあり、ご旅行中に検査が必要な場合、陽性と判定される恐れがあります。  
また、出発前に感染されていた場合、回復後もしばらくの間は検査結果が陽性となる恐れがあります。  
旅行先での検査で陽性判定を受けた場合は予定通りにご帰国できなくなる恐れがあることに加え、日本到着時の検査で陽性となった場合は検疫所長の指定する宿泊療養施設等での待機が必要となります。  
旅行中に発症してしまうリスクを避けることも含めまして、ご出発直前（ご出発の3日前以後を目安）に陰性確認検査を受けることを強くお勧めいたします。

## ■ 外務省海外安全情報をご確認ください ～たびレジのご登録をお勧めします～

ご旅行先の国・地域の最新の安全情報を外務省海外安全ホームページでご確認ください。  
たびレジにご登録いただきますとご旅行先を管轄する大使館、領事館が発信する臨時情報を受け取ることが可能です。



● 外務省海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



● たびレジ登録ページ  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## ■ 海外旅行保険加入を強くお勧めします

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等も必要となる等、高額な自己負担が発生する恐れがありますので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入を強くお勧めいたします。（クレジットカード付帯保険を利用される場合は補償内容をご確認ください）  
阪急交通社がお勧めする保険商品につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

◎ご旅行先の国・地域等が海外旅行保険加入を条件としている場合は、条件を満たす保険に加入いただく必要がございます。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

## ■ ワクチン接種証明書の携行をお勧めします

ワクチン接種回数が2回以下のおお客様におかれましても、自治体発行のワクチン接種証明書（海外用）または、デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート（海外用）を携行されることをお勧めいたします。

ご旅行先の入国・入境条件でワクチン接種証明書の携行を求められていない場合におきましても、航空機の緊急着陸や乗継空港にて、天候不良や機材故障などにより、予定外の入国・入境を迫られた場合に必要となる恐れがあることに加えて、万が一旅行中に医療機関を受診される場合にもワクチン接種証明書がございませと、接種履歴の証明に役立ちます。

◎ご旅行先の国・地域等がワクチン接種証明書の携行、提示などを条件としている場合は、規程回数の接種を完了したワクチン接種証明書が必要となります。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

## ■ ご帰国時に必要なスマートフォンの携行、アプリのご案内 ～日本出国前にあらかじめセットアップしておくことをお勧めいたします～

ご帰国時の検疫手続きの簡略化（ファストトラック）の利用および、ご帰国後に自宅等での待機が必要な場合に誓約事項の確認、位置情報の確認に必要なアプリをスマートフォンにインストールし、有効化する必要があります。

◎以下（1）～（3）のアプリが動作可能なスマートフォンは、次のとおりです。



① iPhone 端末：iPhone ios 13.5 以上 / ② Android 端末：Android 6.0 以上

◎厚生労働省ウェブサイト内の案内ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

### (1) 健康居所確認アプリ (MySOS)

ご帰国の検疫手続きを事前審査して手続きを簡略化する「ファストトラック」を利用する際に必要となります。（推奨）  
ご帰国後に自宅等での待機が必要な場合には、スマートフォンにアプリをダウンロードし有効化することが必須となります。  
お客様の位置情報と健康状態を報告、センターからのビデオ通話に回答し居所確認を行う際に利用します。  
また、自宅待機が必要な場合に陰性確認検査結果を厚生労働省に届け出することで待機を解除する場合の届け出もこのアプリを使用します。



●アプリダウンロード：Play ストア（Android 端末） / App Store（iphone 端末）共通  
<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>

■パソコン等を利用して Web 上で検疫手続きの一部を事前登録可能な「MySOS WEB」もご利用いただけます。  
ご帰国時の「ファストトラック」利用には、スマートフォン等で「MySOS WEB」にログインするか、ダウンロード済みの「MySOS アプリ」と連携登録後、検疫官に画面を提示します。（4 ページ / ファストトラックのご案内および利用方法参照）



●MySOS WEB  
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

### (2) スマートフォンの位置情報設定・保存 (GoogleMaps などの設定)

ご帰国後に自宅待機等となる場合に必要となります。自宅等待機が不要でファストトラック利用のみの場合は不要です。



●Play ストア（Android 端末）  
※iPhone 端末の場合はアプリのインストールは不要です。

### (3) 接触確認アプリ (COCOA) の利用

新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。（任意）



●Play ストア（Android 端末） / App Store（iPhone 端末）共通

## ■ご帰国時の検疫手続きについて

日本に帰国（入国）される方は、国籍に係らず、検疫所に次の手続きを行う必要があります。

- (1) 質問票の提出
- (2) 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出
- (3) ワクチン接種証明書の提示
- (4) 検査証明書の提出（ワクチン接種済回数 3 回以上の接種証明書を所持している場合は免除）
- (5) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録確認（ご帰国・ご入国後に自宅等での待機が必要な場合は必須）

## ■ファストトラックのご案内

検疫所はご帰国、入国時の検疫手続混雑緩和のため、健康居所確認アプリ（MySOS アプリ）または、MySOS WEB 上で空港での検疫手続きの一部を日本に入国する前に済ませることができるファストトラックの利用を推奨しています。

\* 搭乗便到着予定日時の 2 週間前から 6 時間前までの間に事前申請を完了してください。

ワクチン接種済回数が 3 回以上の接種証明書を所持されており、検査証明書の登録が不要なお客様は、ご帰国便が現地を出発する 2 週間前以降、日本をご出国される前に、登録を完了されることをお勧めいたします。

\* スマートフォンを所持していない 12 歳以下の子供は同伴者として登録可能です。

## 利用方法

- Step.1 : MySOS アプリの「検疫手続事前登録」ボタンをタップして登録画面を開く  
または、MySOS WEB サイトにログインして登録を開始する
- Step.2 : 日本到着時刻の 6 時間前までに必要事項、証明書類を登録します。（登録中の画面は赤色です）
- Step.3 : 登録した内容が審査され、確認結果により画面の色が変わります。
- | 赤色    | 黄色                 | 緑色   | 青色               |
|-------|--------------------|------|------------------|
| 登録未完了 | 確認中または、検査証明書を空港で提示 | 確認完了 | 確認完了（到着空港での検査免除） |
- Step.4 : 日本入国時検疫に MySOS の画面を見せる
- MySOS WEB 利用の場合は、スマートフォン等で「MySOS WEB」にログインするか、ダウンロード済みの「MySOS アプリ」と連携登録後、検疫官に画面を提示します。
  - 画面が緑色または、青色の場合は事前登録書類の確認は画面を見せるだけで完了します。
  - 画面が黄色の場合は、画面と検査証明書を提示します。

【MySOS アプリ／ファストトラックマニュアルサイト】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/13655051/>



【MySOS Web/MySOS アプリ連携方法】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/17072150>



【MySOS WEB／ファストトラックマニュアルサイト】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/16841356>



【スマートフォン等での MySOS Web 提示方法】  
<https://teachme.jp/111284/manuals/16971598>



## (1) 質問票の提出

■ 待機期間中における健康状態確認のため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を記載します。

◎ 「ファストトラック」を利用しない場合は、下記ウェブサイトにて、パソコンまたはスマートフォンを使用して入力後、最後に表示される QR コード画面を保存または印刷し、検疫時に提示します。

◎ 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、質問票の QR コード画像を掲示する必要はありません。



- 厚生労働省：質問票入力ウェブサイト（パソコン・スマートフォン対応）  
<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

## (2) 検疫所の施設待機・自宅等待機に伴う誓約書の提出

■ ご帰国後に検疫所が確保する宿泊施設または自宅等で待機が必要な方は、「誓約書」の提出が必要です。

◎ 「ファストトラック」を利用しない場合は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロード後に印刷したものに記入し提出します。

◎ 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、誓約書を提出する必要はありませんが、施設・自宅等待機の要否にかかわらず、全ての方に登録いただきます。



- 厚生労働省ウェブサイト：誓約書フォーム（パソコン・スマートフォン対応）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

## (3) ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）の提示

■ 次ページ（4）のご旅行先出国・出境前検査証明書提示の免除ならびに、ご帰国後に検疫所が確保する宿泊施設または自宅等で待機の免除を受けるには、ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）の提示が必要です。

◎ ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）は次の①～③の条件を満たすものに限り有効です。

◎ 「ファストトラック」を利用しない場合は、ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）を検疫に提示してください。

◎ 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項と証明書の画像ファイル（紙の接種証明書の写真、デジタルワクチンパスポートの証明画面）を登録し、事前審査を受けることができます。

※ 接種年齢要件により、3 回目接種を受けていない 18 歳未満の子供については、有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、行動管理を行っている場合に限り、保護者と同様の待機期間の緩和（免除）が認められます。

※ 接種回数が 2 回以下の場合、「ファストトラック」のご登録時に、ワクチン接種証明書を「無」と登録します。

**(3) ワクチン接種証明書 (3回接種完了のもの) の提示 (続き)**

①	政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。 ● 地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、予防接種済証」 ● 医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」 ● デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート ● その他同等の証明書と認められるもの																																						
②	以下の事項が日本語または英語で記載されていること ● 氏名 ● 生年月日 ● ワクチン名またはメーカー名 ● ワクチン接種日 ● ワクチン接種回数 ※ 生年月日の代わりに、パスポート番号等、本人を特定するための事項が記載されており、パスポート等と照合して本人の接種記録であることが確認できる場合は有効とみなします。 ※ 接種証明書が日本語または英語以外の言語で記載されている場合、接種証明書の翻訳 (日本語または英語) が添付され、記載内容が判別できれば有効と見なします。																																						
③	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ワクチン名</th> <th colspan="3">接種回数</th> <th rowspan="2">メーカー名 / 備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミナティ筋注</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ファイザー社 (復星医薬/ビオンテック社製も可)</td> </tr> <tr> <td>パキセブリア筋注</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>アストラゼネカ社 (インド血清研究所製も可)</td> </tr> <tr> <td>スパイクバックス筋注</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>モデルナ社</td> </tr> <tr> <td>ジェコビデン筋注</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ヤンセン社 / 1回の接種をもって2回分相当とみなします</td> </tr> <tr> <td>COVAXIN</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>バーラト・バイオテック社</td> </tr> <tr> <td>ヌバキソビッド筋注</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ノババックス社 (インド血清研究所製も可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各接種回で異なる種類のワクチンを接種した場合も有効と認めます。</p>	ワクチン名	接種回数			メーカー名 / 備考	1	2	3	コミナティ筋注	○	○	○	ファイザー社 (復星医薬/ビオンテック社製も可)	パキセブリア筋注	○	○	○	アストラゼネカ社 (インド血清研究所製も可)	スパイクバックス筋注	○	○	○	モデルナ社	ジェコビデン筋注		○	○	ヤンセン社 / 1回の接種をもって2回分相当とみなします	COVAXIN	○	○	○	バーラト・バイオテック社	ヌバキソビッド筋注	○	○	○	ノババックス社 (インド血清研究所製も可)
ワクチン名	接種回数			メーカー名 / 備考																																			
	1	2	3																																				
コミナティ筋注	○	○	○	ファイザー社 (復星医薬/ビオンテック社製も可)																																			
パキセブリア筋注	○	○	○	アストラゼネカ社 (インド血清研究所製も可)																																			
スパイクバックス筋注	○	○	○	モデルナ社																																			
ジェコビデン筋注		○	○	ヤンセン社 / 1回の接種をもって2回分相当とみなします																																			
COVAXIN	○	○	○	バーラト・バイオテック社																																			
ヌバキソビッド筋注	○	○	○	ノババックス社 (インド血清研究所製も可)																																			

**(4) ご旅行先出国・出境前検査証明書の提出 (ワクチン接種完了回数が2回以下の方のみ)**

- ワクチン接種完了回数が2回以下のお客様および、3回以上の接種証明を提示できないお客様は、ご旅行先の国・地域を出国・出境前72時間以内に採取した検体による陰性を示す検査証明書の提出が必要です。  
(短期滞在の場合、旅行先を出国・出境72時間前に採取した検体による検査であれば、日本国内での検査も有効です)  
厚生労働省が定める記載内容が網羅され、検体採取方法、検査方法による検査証明書のみ有効となります。  
有効な検査証明書の提示ができない場合、検疫法に基づき日本への上陸が認められません。
- ◎ ご参加いただくツアーでは、当社がご案内する医療機関または検査機関にて検査を受けていただき、条件を満たした検査証明書を発行いたします。
- ◎ やむを得ずツアー日程中に検査を受けられなかった場合や、途中でツアーを離脱された場合は、下記の厚生労働省ウェブサイトにて必要条件を確認してください。(所定条件を満たした参考様式のダウンロードも可能です。)
- ◎ 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ (MySOS) を使用して事前に電子登録します。



● 厚生労働省ウェブサイト：出国前検査証明書 (パソコン・スマートフォン対応)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

**(5) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録確認**

- ご帰国・入国後に自宅等での待機が必要なお客様は、健康状態、位置情報の確認、フォローアップに必要なアプリ等がダウンロードされ、有効化されているか確認されます。ダウンロード、設定が必要なアプリの詳細は、前ページの「■ご帰国時に必要なスマートフォンの携行、アプリの登録・利用のご案内」をご参照ください。

**■ご帰国・入国時の検査と自宅待機期間のご案内**

ご帰国・ご入国後の自宅等での待機期間は、ご旅行先の国・地域が指定されている色および、お客様のワクチン接種完了状況によって異なりますので、下記の案内を参照してください。

ご帰国・入国時の検査で陽性と判定された場合は、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要となり、待機期間の短縮はできません。

\* 接種年齢要件により、3回目接種を受けていない18歳未満の子供については、有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、行動管理を行っている場合に限り、保護者と同等の待機期間の短縮が認められます。

ワクチン接種済回数		自宅等待機期間	入国日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
青色の国	ワクチン接種済み回数にかかわらず	なし	→ 入国時検査なし	→ 待機不要				
	ワクチン3回接種済みの場合	なし	→ 入国時検査なし	→ 待機不要				
黄色の国	ワクチン接種回数2回以下の場合	5日間	→ 入国時検査あり	自宅待機5日間				
				自主検査 (自宅) ① 抗原定性検査キット (陰性) → 【届け出】	自主検査 (自宅) ② 抗原定性検査キット (陰性) → 【届け出】	→ 待機解除のお知らせ受信後待機解除		

◆ 国・地域の区分の色分けはこちら



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border\\_category.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_category.html)

◆ 自宅待機期間短縮の流れはこちら



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00263.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00263.html)

- 待機が必要な場合の公共交通機関利用は自宅等の待機場所に限り、入国時検査後24時間以内に到着してください。
- 自宅待機を求められない場合や待機が解除された後も、入国後10日間は、検温等、お客様ご自身で健康状態の確認をおこなってください。
- 健康居所確認アプリ (MySOS) を通じて濃厚接触者であると通知を受けた場合は待機期間の短縮はできません。
- 自主検査は、検疫所が指定した医療機関・衛生検査所が実施するPCR検査・抗原定量検査である必要があります。
- 自主検査は、自宅等でのセルフチェックによる検査を利用する場合、検査キットは、国が承認した一般用抗原検査キット (OTC) である必要があります。
- 検査結果を健康居所確認アプリ (MySOS) で申請し、承認が通知された後に待機が解除されます。
- 検査のための外出は不要不急の外出には該当しませんが、自家用車を使用する等、公共交通機関の利用は避けてください。

## ニュージーランドにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

### ■ 日本からニュージーランドへの入国時

ニュージーランドでは感染拡大防止策に基づき、入国時に下記取得及び登録が必要となります。

#### (1) NZ e T A (ニュージーランド電子渡航認証) 取得

ニュージーランド政府は入国ビザが免除されている国籍の渡航者に対し、電子渡航認証 NZ e T A の取得を義務付けています。(別紙「NZ e T A」のご案内をお読みください。)

#### (2) ニュージーランド渡航者申告システムの申告とトラベラー・パスの携行

ニュージーランド渡航者申告システム (New Zealand Traveller Declaration) の申告と、電子メールで送信されたトラベラー・パスを携行ください。

- 1、ニュージーランド入国の 28 日前から申告を開始することができます。
- 2、必要な情報の申告完了後、QRコード付の「トラベラー・パス」が電子メールで送信されてきますので、スマートフォンに保存または印刷して携行ください。
- 3、航空会社での搭乗前チェックイン時、ニュージーランド入国手続き時に確認されます

- ニュージーランド渡航者申告システムは、下記よりご確認ください。

<https://www.travellerdeclaration.govt.nz/>

#### (3) 入国後 2 回の迅速抗原検査

ニュージーランド入国後に 2 回 (①空港到着後 ・ ②5 日目または 6 日目) の迅速抗原検査を受けることが推奨されております。

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

ニュージーランド出国前72時間以内に実施した医療機関によるPCR検査または抗原検査（※）で陽性反応が出た場合は、旅行者はニュージーランド国内の宿泊施設にて隔離が必要となります。

- 1、大使館への報告および滞在中の自治体の保険局に連絡し指示を受けます。
- 2、宿泊施設では原則7日間の隔離が必要となりますが、7日間の自主隔離終了後は、症状がなく体調に問題がなければ再検査なしで隔離が終了となります。  
尚、症状が重い場合は保険局の指示で入院し、7～10日目以降に回復次第の検査で結果が陰性であれば退院となります。

**（※）有効なワクチンを3回以上接種済の方の出国前72時間以内の検査および陰性証明書の取得は2022年9月7日以降の日本帰国より不要となりました。**

**証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。**

<海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。